

第4部

計画の進行管理

第1章 群馬県環境基本計画

第1章 群馬県環境基本計画

1 環境基本計画の概要 【環境政策課】

群馬県では、1996（平成8）年10月に制定された「群馬県環境基本条例」に基づいて、1997（平成9）年2月に、本県における環境行政の指針となる最初の「群馬県環境基本計画」を策定しました。

県では、1996（平成8）年から2005（平成17）年までを計画期間とするこの基本計画に沿って、大量生産、大量消費、大量廃棄社会を見直し、環境との調和、持続的に発展する社会を目指して各種の環境保全施策の取組を進めてきました。

2006（平成18）年3月には、実践・実行を念頭に置いて「群馬県環境基本計画2006-2015」を策定し、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の基本目標のもと、環境保全に関する取組を推進してきました。

その後、中間年にあたる2010（平成22）年度に、計画の理念や基本的な考え方は継承しつつ、今日的な視点から必要な見直しを行い、「群馬県環境基本計画2011-2015」として改定しました。

2016（平成28）年3月には、「群馬県環境基本計画2016-2019」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指して」をメインテーマと

して、県民生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制された、質が高く持続可能な環境県づくりを目指して取組を推進しました。

2021（令和3）年3月には、現行計画の「群馬県環境基本計画2021-2030」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を2040年に向けた群馬県の環境の将来像として、環境・経済・社会の課題を統合的に解決するSDGsの考え方にに基づき、環境と経済の好循環により脱炭素・循環型社会を実現する、持続可能な自立分散型のぐんまを目指しています。

なお、2025（令和7）年度には、社会経済情勢の変化やこれまでの環境行政の取組の成果、県民意識の変化などを踏まえ、本計画を改訂しました。

【ホームページアドレス】

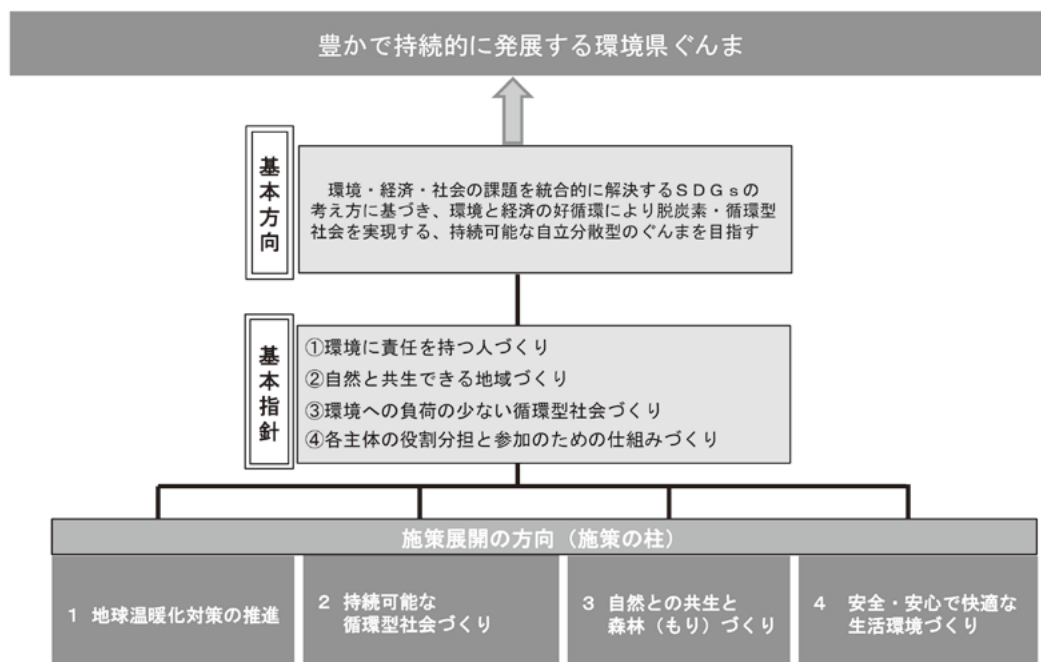
●群馬県環境基本計画2021-2030

<https://www.pref.gunma.jp/page/6773.html>

●群馬県環境基本計画2021-2030（改訂版）

<https://www.pref.gunma.jp/page/749621.html>

「群馬県環境基本計画2021-2030」の構成



2 取組状況調査 【環境政策課】

(1) 調査概要

ア 目的

「群馬県環境基本計画2021-2030」に定める施策展開の方向ごとに、個別事業の実施状況、環境指標の状況、目標の達成状況を経年的に把握、点検するとともに、環境基本計画の各節に掲げる指標の数値を経年で把握することにより、今後の施策・事業の効果的な推進や環境基本計画の見直しに役立てるとともに、本県環境行政に対する県民の理解を促進することを目的とします。

イ 調査対象事業及び調査対象年度

調査対象事業は、環境基本計画の体系に基づ

く、環境関連施策213事業（再掲・終了事業等除く）であり、2025（令和7）年度の実績に対する調査です。

ウ 調査年月

2026（令和8）年5～6月

エ 調査方法

下記①～③について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施しました。

①現状認識、事業のねらい、事業概要、今後の方針・課題

②成果（結果）を示す指標の推移

③事業評価

(2) 事業評価の集計結果

施策の柱		事業評価	A：概ね妥当と考える	B：部分的見直しが必要	C：大幅な見直しが必要	D：廃止・休止の方向	E：結果集計中
Ⅰ 地球温暖化対策の推進	事業数		40	4	—	—	—
	構成比（%）		90.9	9.1	—	—	—
Ⅱ 持続可能な循環型社会づくり	事業数		57	5	—	—	—
	構成比（%）		91.9	8.1	—	—	—
Ⅲ 自然との共生と森林（もり）づくり	事業数		43	7	—	1	—
	構成比（%）		84.3	13.7	—	2.0	—
Ⅳ 安全・安心で快適な生活環境づくり	事業数		48	7	—	—	1
	構成比（%）		85.7	12.5	—	—	1.8
計（213事業）	事業数		188	23	—	1	1
	構成比（%）		88.3	10.8	—	0.5	0.5

（注）四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

▶概ね妥当と考える事業は88.3%

▶廃止・休止方向の事業

・自然観察会と保護活動

3 施策展開の概要 【環境政策課】

(1) 地球温暖化対策の推進

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①脱炭素社会の実現に向けて		
温室効果ガスの計画的排出削減	・約400事業者（延べ数）から「排出量削減計画」等の提出があり、内容の審査と公表を行った。 ・約40事業者（延べ数）から「特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画」等の提出があり、内容の審査と公表を行った。 ・「グリーンイノベーション戦略2035」について、これまでの取組成果や次年度の関連事業について更新を行った。	・引き続き着実に運用していく。 ・これまでの施行状況等を踏まえて、条例制度のあり方等について検討する。 ・今後の中間見直しに向けて、見直し事項を検討する。
省エネルギー対策の促進	・エコアクション21（EA21）地域事務局と共同で、EA21認証・登録を目指すGS認定事業者を支援する「集合コンサルティング」を無料で実施し、EA21へのステップアップを支援した。 ・（公財）群馬県産業支援機構のビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”においてマネージャーによる相談対応のほか、専門家派遣による支援を実施しており、環境マネジメントシステムの導入等にむけた支援を充実させた。 ・約50事業者（延べ数）に「特定建築物排出量削減計画」等の提出を求め、省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を促進した。 ・リース方式の活用により、県有施設（3施設）の照明設備をLED化した。 ・事業者向け脱炭素セミナーでZEBの概要や補助金等を説明。省エネお助け隊と連携し、事業所の省エネ診断等を実施。 ・「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画」の策定から5年が経過することから、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえて群馬県環境基本計画の中間見直しと整合を図りながら中間見直しを行った。	・引き続きEA21認証登録への意識啓発、支援を行うと共に、自治体イニシアティブへの参加率向上のため、事業のPR方法等を工夫する。 ・（公財）群馬県産業支援機構のビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”において、マネージャーによる相談対応や専門家派遣事業等により、企業規模に見合った環境マネジメントシステムの導入を支援していく。 ・省エネルギー性能の高い建築物の新築・増改築を促進する。 ・県有施設全体のうち、照明設備の原則LED化を実施した施設の割合を2030（令和12）年度までに100%とすることを目標に、リースによる県有施設のLED化計画を策定した。施設により工事とリースの手法を使い分け、LED化を推進していく。 ・「脱炭素支援サービス」を実施し、県内事業者のZEBに関する相談に専門家が応じ、取組を支援する。 ・「第3次循環型社会づくり計画」に基づき、本県におけるごみの状況や減量化に向けた取組について、広報活動など更なる普及・啓発を進めていく。
自動車交通対策の推進	・子どものころから公共交通に親しんでもらう取組として、県内の小学校でバスの乗り方教室を実施した。 ・「GunMaaS」の普及、拡大に向けて、公共交通利用プロモーションとして県内高校生の出演による若年層向け動画配信や公共交通啓発イベントを実施した。 ・新たな移動手段を導入するために必要な検討手法や知識等をまとめた手引き書に関する市町村担当者あての説明会の開催や、バス事業者や中小私鉄事業者への運行支援、鉄道駅のバリアフリー化、駅及び駅周辺の交通関連施設整備等の支援（ステーション整備）、バス情報オープンデータ活用イベント・研修会などを行った。 ・「GunMaaS」の利便性向上に向けてバス位置情報の提供拡大や県内鉄道における交通系ICカード導入によるキャッシュレス化を進め、公共交通利用を促進した。また、若年層向けの公共交通利用プロモーションを実施し、意識啓発を行った。	・公共交通の利用者を増やしていくためには、県民のマイカー依存からの意識転換とともに、公共交通の利便性向上が不可欠であることから、利便性向上施策と連携して公共交通の利用促進を進めていく。 ・利用者一人ひとりが意識して交通手段を選択するよう促すため、リーフレットの配布や小学生に対する公共交通教室の開催、県ホームページ等を通じた情報提供を行い、公共交通機関の利用促進を図る。 ・環境負荷が低いまちづくりを推進するため、引き続き、市町村の立地適正化計画の策定支援を行い、「まちのまとまり」の維持に努める。 ・自転車の活用による環境への負荷の低減を図るため、安全な自転車の通行空間の確保に向けて計画的に整備を進めるとともに、ヘルメットの着用啓発などの安全な自転車利用に向けた取組を推進する。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
県民や民間団体の環境活動の促進	- 県ホームページ、X及び広報資料等を活用し地球温暖化防止活動推進センターの活動を周知した。 - 県内各地域で地球温暖化防止活動推進員活動の基礎的知識・技術の習得を目的とした研修を6回開催し、65名が参加した。 - 地球温暖化の現状、温暖化防止に向けた対策・施策、推進員の活動報告等、推進員の今後の活動の参考になる情報を掲載した情報誌「推進員ニュース」を3回作成し、提供した。	- 地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化の現状及び温暖化対策の重要性について啓発・広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び温暖化防止活動を行う民間団体の支援も行う温暖化防止活動の重要な拠点であることから、引き続き、機会を捉えてセンター及びセンターの活動を広報し、活動を支援する。 - 推進員は、地域における温暖化対策活動（自治会、町内会でのパンフレット配布・出前講座講師、所属団体での研修講師など）を行っており、家庭部門の温暖化対策の強化が求められる中、今後、その役割はますます重要となってくることから、引き続き支援を継続していく。
②気候変動適応策の推進		
気候変動の影響に対する適応策の推進	2023（令和5）年度に作成したデジタルリーフレットを用いて熱中症予防サポーター企業と連携した熱中症注意喚起に取り組んだ。 - 庁内の関係部局とワーキングを実施し、取組等の情報共有や来年度に向けた取組を検討した。	他の地域気候変動適応センターの取組について情報収集を行い、今後の取組を検討する。
③再生可能エネルギーの導入促進・地産地消		
地域における自立分散型電源の普及促進	- 住宅用太陽光発電設備等導入資金融資制度を継続し、43件、総額102,480千円の融資を認定した。 - 事業用再生可能エネルギー設備等導入資金を継続し、2件、総額19,300千円の融資を認定した。 - 住宅用太陽光発電設備等共同購入事業を実施し、992件の申込みがあり、61件の成約に至った。 - 事業用太陽光発電設備等共同購入事業を実施し、11件の申込みがあったが、成約には至らなかった。 - 住宅用太陽光発電設備等初期費用0円事業を継続し、4事業者の9プランが登録され、事業通算60件の成約に至った。 - 事業用太陽光発電設備等初期費用0円事業を継続し、4事業者の4プランが登録され、事業通算20件の成約に至った。 - 太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を実施し、個人向け305件、中小企業者等向け73件、総額464,523千円の補助金を交付した。 - 住宅用蓄電池導入支援事業費補助金を実施し、個人向け201件、総額99,112千円の補助金を交付した。 - 県有財産への太陽光発電設備等導入に向け、事業者による詳細調査を進め、導入可能建物の絞り込みを行った。 - 地域マイクログリッド事業「上野村モデル」のうち「グリッドA」の稼働訓練を実施した。	- 引き続き、制度融資・共同購入事業・初期費用0円事業を着実に実施する。 - 引き続き、環境省や内閣府の交付金を活用し、太陽光発電設備と蓄電池の導入経費の一部を補助する。 - 上野村及び関連事業者と連携し、引き続き地域マイクログリッドの構築を進める。
太陽光発電の導入促進	太陽光発電事業者に県内の保守点検事業者の一覧を提供する仕組みを構築するため、継続して保守点検事業者を募集し、県ホームページに保守点検事業者の情報を公開した。	引き続き、これらの取組を着実に実施する。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
水力発電の導入促進	・霧積発電所の運転を開始した。 ・ほたかのめぐみ かわば発電所の建設に向け、実施設計及び関係法令の手続を行った。 ・枯木沢みらい発電所の建設に向け、実施設計及び関係機関との調整を行った。 ・天狗岩総社発電所の建設に向け、実施設計及び関係機関との調整を行った。	・小水力発電の事業化に向けては、事業採算性の問題、利害関係者との調整や河川法などの法手続に時間を要するなどの課題もあることから、引き続き、技術的な助言、活用できる国の補助金や県の融資制度についての情報提供、関係機関の案内等の支援に努める。 ・ほたかのめぐみ かわば発電所、枯木沢みらい発電所、天狗岩総社発電所の建設を推進すると共に、新規発電所の可能性調査を継続して行っていく。
木質バイオマス等の利用推進	・林業・木材成長産業化促進対策交付金を活用し、木質バイオマス施設等の整備支援を行った。 ・排出事業者及び処理業者への立入検査等により、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を指導した。	・木質バイオマスエネルギーを利用促進する取組に対して引き続き支援を行う。 ・産業廃棄物焼却施設の設置計画の動向を見ながら、発電施設等の導入による事前協議手続の一部緩和を検討する。
再生可能エネルギー導入促進のための技術支援	・みどり市及び高山村から、小水力発電の可能性に関する相談を受けた。 ・太田市から、太陽光発電所の保守管理方法に関する相談を受けた。 ・昭和村から、小水力発電計画の事業性評価及び補助金についての相談を受けた。 ・南牧村から、小水力発電計画についての相談を受けた。	・依頼があった市町村等へ適切な技術支援を行っていく。
④水素利用の普及促進		
水素の利活用促進	・環境省主催の水素利活用に向けた自治体連絡会議（年1回開催）に参加し、国や他都道府県での取組の把握を行った。 ・太陽光発電や水素エネルギーを活用し、災害時にも安定的な電力供給を可能とする地域マイクログリッドを構築するとともに、その仕組みを生かした新たな住宅区画「グリーンブロック」の造成を完了した（板倉ニュータウンにおける地域マイクログリッド事業及び水素利活用事業）。 ・地域マイクログリッドの運用を開始するとともに、グリーンブロックの分譲を開始した。 ・事業者の投資予見性を高める一助とするため、「ぐんま水素ビジョン2035」を策定した。	・水素利活用によるマイクログリッド実証試験として、将来の水素社会を見据え、各装置の効率変化や電力負荷変動への追従性及び効果的な保守管理手法等に関する実証データの取得及び検証を行う。 ・グリーンブロック60区画の全区画分譲に向け、分譲促進を図る。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
⑤二酸化炭素吸収源対策		
森林等の整備・保全	・森林が有する多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する再造林や間伐等に対して支援し、再造林や間伐等の森林整備を実施した。 ・治山事業やぐんま緑の県民基金事業等により公益的機能が高度に発揮できる森林の維持造成を行った。	・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も皆伐再造林や間伐等の森林整備を推進する必要があるが、高コストや人手不足、獣害被害など、再造林後の育成管理が課題である。 ・本事業は、森林の公益的機能の発揮が図られることから今後も計画的に実施していく。なお、整備対象森林の隣接所有者との境界確認等に必要な事務が増加したため、整備面積が減少しているが、引き続き条件不利地等の森林整備を進める。
⑥フロン類排出抑制対策		
フロン類排出抑制対策の推進	・第一種フロン類充填回収業者からの充填量・回収量の報告を取りまとめた。 ・不用品回収業者について、県広報番組、ホームページ等による注意喚起を行った。 ・フロン類回収業者に対し、自動車リサイクル法の作業を遵守しているか、施設が基準に適合しているかを確認するため立入検査を実施するとともに、無登録、無許可の疑いがある業者への監視指導を行った。	・第一種フロン類充填回収業者にフロン排出抑制法で定める充填量及び回収量の報告の提出を徹底する。 ・家電4品目の適正な回収方法と無許可の不用品回収業者への引渡し防止の住民啓発などを、市町村に対し依頼する。 ・フロン類回収業者に対し、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を指導する。 ・自動車リサイクル法の無登録の疑いがある業者、雑品スクラップを扱う業者への監視指導を実施する。

○関連する主な指標

指 標	単 位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目 標	
・温室効果ガス排出量 （排出削減量管理）	千t-CO ₂	H29	15,364	R5	13,906	R12	9,842
・環境GS認定等事業者数 （環境GS、EA21、ISO）	事業者	H30	3,123	R7	2,873	R12	4,700
・再生可能エネルギー導入量	kWh/年	R元	56億	R6	67億	R12	77億
・燃料用木質チップ・木質ペレット 生産量	千m ³ /年	R元	119	R6	164	R12	163
・間伐等森林整備面積	ha/年	R元	1,990	R7	1,461	R12	3,100

(2) 持続可能な循環型社会づくり

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
① 5 R の推進		
5 R（3 R＋Refuse＋Respect）の普及啓発、県民運動等の推進	・市町村や消費者団体、関係事業者で構成する協議会において取組計画を協議した。 ・チラシや啓発物品を作成し、県内小売店舗店頭で配布を行った。 ・第3次群馬県循環型社会づくり推進計画に基づき、本県におけるごみの状況や減量化に向けた取組について、広報活動を行った。	・啓発の実施場所や啓発の方法など、協力店と連携し、より効果的な取組を検討する必要がある。 ・第3次群馬県循環型社会づくり推進計画に基づき、本県におけるごみの状況や減量化に向けた取組について、広報活動など更なる普及・啓発を進めていく。
廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携	・県内市町村の一般廃棄物担当者意見交換会を開催し、先進地視察をはじめ、ごみ減量施策等に関する情報提供や事例紹介を行った。 ・一部市町村と県が実施している食べきり協力店制度について、希望者には相互に同時登録を行った。 ・容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみについて、県民が利用しやすい回収方法（宅配回収など）、回収ルートの開拓、新たな回収拠点の整備及び既存の回収品目の拡大について、市町村に対し助言を行った。	・市町村によって取組に差が大きいことから、先進的な事例等の情報提供を引き続き行う。 ・食品ロス削減推進店制度に係る連携を継続する。 ・容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみについて、県民が利用しやすい回収体制の構築や既存の回収品目の拡大に関しては、市町村の一般廃棄物処理計画立案時からの助言を行い、全県的な取組を図る。
生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル	・県ホームページ、出前なんでも講座、その他の講演等により、生ごみ減量の推進に係る普及啓発を行った。 ・県内市町村の一般廃棄物担当者意見交換会を開催し、ごみ減量施策等に関する情報提供や事例紹介を行った。	・県ホームページのほか、様々な機会をとらえ、生ごみ減量の推進に係る普及啓発を図る。 ・県内市町村に対し、引き続き有効な情報提供を行う。
リサイクル関連産業の振興	・再資源化に寄与するとともに周辺地域の生活環境への配慮がなされている再生利用施設への手続の簡素化を定めた「廃棄物処理施設設置事前協議制度」を適切に運用した。 ・「産業廃棄物処理施設設備資金制度」等の事業者支援策を周知した。 ・2025（令和7）年度群馬県グリーン購入品目別購入ガイドラインを制定し、全庁に周知した。	・制度を適正に運用・周知することで、再生利用施設設置促進に向けて、事業者を支援する。 ・ガイドラインを作成、周知し、グリーン購入の推進に努める。
バイオマスの活用推進	・県庁各部局で構成される「群馬県バイオマス利活用推進連絡会議」と協力・連携し、2024（令和6）年度のバイオマスの種類ごとの賦存量及び利用量の進捗状況調査等を実施した。 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、木質バイオマス施設等の整備支援を行った。 ・群馬県食品工業協会等関係事業者に対して、食品リサイクルに係るリーフレットを配布し、食品関連事業者による食品循環資源の再利用を啓発した。	・県庁各部局で構成される「群馬県バイオマス利活用推進連絡会議」と協力・連携し、「第3次群馬県循環型社会づくり推進計画」（群馬県バイオマス活用推進計画）を総合的かつ計画的に推進する。 ・食品関連事業者等に対し食品リサイクルに関する法令や助成制度、優良事例の紹介等を通じて食品循環資源の再利用等の取組を促進する。また、国との連携及び市町村との情報共有を行いながら、食品リサイクルの普及を図っていく。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
プラスチックごみの削減	・プラスチックごみ発生抑制の啓発を目的として、3地点で河川水中のマイクロプラスチック調査を実施し、その結果を公表した。 ・啓発事業として、マイクロプラスチック調査体験ツアーを1回実施した。 ・「ぐんまプラごみ削減取組店」登録店舗の拡充を図るとともに、取組状況やプラスチックごみ削減実績を県ホームページで公表した。 ・県内で開催された5つのイベントにおいて、リユース食器を導入し、イベントにおけるプラスチックごみ等の削減とリユース食器の利用について普及啓発を行った。 ・県内の生分解性マルチフィルムの普及状況やプラスチック排出量削減に係る情報収集を行った。 ・改質リグニン等の木質バイオマスのマテリアル利用について情報収集を行った。 ・プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集等について、市町村の実情や他県の先進事例等も踏まえて技術的援助を行った。	・群馬県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県民が当事者意識を持ってプラスチックごみの発生抑制対策に取り組むよう、沿岸県と連携した啓発事業を行う。 ・群馬県から海洋に流出するプラスチックの実態把握のため、河川水中のマイクロプラスチック調査を実施し、得られた結果を一般に広く公表することにより、海岸漂着物問題に関する普及啓発を行う。 ・県主催のイベント等において、リユース食器の活用を継続して実施し、普及啓発を行っていく。 ・マイバッグやマイボトルの普及促進により、ワンウェイプラスチックの削減を図っていく。 ・未利用材の新たな利用活用策として、バイオベース新素材によるプラスチック代替の可能性を引き続き検討していく。 ・容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づく市町村によるプラスチック資源回収量を増加させるため、市町村に対して保管施設及びリサイクル施設の設置等状況や他県の先進事例等の情報を引き続き提供していく。
食品ロスの削減	・ぐんま食品ロス削減推進店の登録店舗の拡充を図った。 ・「3きり運動」や「30・10運動」の実践について、ホームページ、SNS等の各種媒体の活用及びイベント等での啓発により取組の促進を図った。 ・フードバンクと食品関連事業者とのマッチング支援の未利用食品マッチングシステムを運用した。 ・県庁、地域機関、ぐんま環境フェスティバルその他の出展した環境イベントにおいてフードドライブを実施した。	・「ぐんま食品ロス削減推進店」登録店舗の拡充を図る。 ・「3きり運動」や「30・10運動」の実践について、市町村や環境アドバイザー、関係機関・団体等と幅広く連携し、各地域や事業者への浸透と取組の促進を図る。 ・動画等を活用した情報発信によるフードバンク活動の認知度向上、未利用食品マッチングシステムの運用、フードバンク同士のネットワーク強化、活動空白地域におけるフードバンク新設支援に取り組む。 ・県内全域にフードドライブの取組を拡大し、家庭等における未利用食品の更なる有効活用を図る。
②廃棄物等の適正処理の推進		
一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化	・一般廃棄物処理施設等の立入検査を行い、市町村が実施する一般廃棄物処理に対する指導及び助言を行った。 ・広域化による施設整備のための市町村の協議において助言を行った。 ・「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物処理の広域化を推進するとともに、2026（令和8）年度末での計画期間終了に向け、新たな長期広域化・集約化計画の策定に着手した。	・市町村担当者への研修及び情報交換により施設の効率的な維持管理の促進を支援する。 ・立入検査等による施設の適正な維持管理のための監督指導を行う。 ・交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備を支援する。 ・「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物処理の広域化を推進するとともに、2026（令和8）年度末での計画期間終了に向け、新たな長期広域化・集約化計画の策定に着手する。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保	- 排出事業者及び処理業者への立入検査等により、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を指導した。 - 廃棄物処理施設の設置等に関し、事前協議規程を適切に運用し、地域理解の促進等を図った。	- 排出事業者及び処理業者への指導を行い、適正処理を推進させるとともに、優良処理業者の育成を図る。 - 廃プラスチック類のリサイクル処理業者のマッチングシステムを運用し、廃棄物の再生利用を促進させる。
有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進	- 低濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査として、PCB使用安定器の掘り起こし調査用の事業者リストを使用し、低圧コンデンサーを所有する可能性が高い事業者を対象に、PCB適正処理推進員による立入調査を実施した。 - 低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し必要な指導等を行った。 - 掘り起こし調査の中で、高濃度PCB廃棄物等が発見され、期間内の処分手続に係る指導等を行った。	- 低濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査として、PCB適正処理推進員による立入調査を継続する。 - 低濃度PCB廃棄物等について、処分期間内の適正処理を指導する。 - 高濃度PCB廃棄物等が新規発見された場合は、国から新たな処分方針が示されるまでの間、適切な保管を指導する。
不適正処理対策の強化	- 産廃110番による情報入手：35件 - 産廃Gメンによる巡視：延べ1,440人・日、5,751箇所 - 民間警備会社委託の休日等監視：140日、延べ951箇所 - 啓発広報：「ぐんま広報」1回、エフエム群馬3回 - 市町村職員の県職員併任発令：中核市を除く33市町村111人（2025〔令和7〕年度末） - 廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定締結機関：12機関・団体（2025〔令和7〕年度末） - 県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロール18回 - ドローン運用状況：使用回数72回（内訳：廃棄物17回、土砂53回、その他2回）	関係機関との連携により効率的に監視指導や啓発活動等を実施し、廃棄物の不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決に取り組む。特に新規事案は迅速な初期対応で、特定した行為者等に対して重点的な指導を行う。
土砂埋立ての適正化推進	- 土砂条例特定事業許可件数：許可3件、変更許可5件、改正条例対応分：届出8件、変更届出2件 - 土砂条例制定市町村数：29市町村（2025〔令和7〕年度末）	- 関係機関との情報共有により、無届の埋立て情報を把握し、必要な手続を行うよう迅速に指導を行う。 - 汚染された土砂による埋立てが行われないよう、定期的な土壌検査の実施等、適切な進捗管理を行う。 - 市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導体制の構築を推進する。
③災害廃棄物処理体制の強化		
広域的な災害廃棄物処理体制の強化	- 災害廃棄物処理計画が未策定の市町村を対象に、計画策定を支援するための研修を実施した。 - 災害対応力向上のため市町村及び一部事務組合を対象に研修を実施した。 「大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会」に参加し、国及び関東地方の都県市と幅広く意見交換、情報交換を行った。	- 災害廃棄物処理計画が未策定の市町村に対し、各市町村の進捗状況に合わせた支援を実施する。 - 災害対応力向上のため市町村、一部事務組合及び協定締結団体を対象に研修や訓練等を実施する。 - 広域的な支援体制を維持するため、継続して「大規模災害時廃棄物対策関東地域ブロック協議会」に参加する。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
廃棄物処理施設の強靱化の促進	・循環型社会形成推進交付金制度等の事務を通じ、環境基本計画期間中に施設整備を計画している市町村に対し、耐震化や災害拠点化のために必要な情報提供を行った。 ・群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープランに基づき広域化の協議中の市町村に対し、情報提供を行った。	・市町村等の廃棄物処理施設整備が円滑に進むよう、引き続き、循環型社会形成推進交付金制度等の事務及び各ブロックの広域化協議会等の場における情報提供により、支援を行う。
④持続可能な社会を支える人づくり		
環境学習の推進	・移動環境学習車「エコムーブ号」を活用し、児童・生徒等に対して体験型の環境学習の機会を提供した。 ・環境アドバイザーの自然、温暖化、ごみ及び広報の3部会1委員会の定期的な活動を通して、環境アドバイザーとして環境保全意識の向上が図られた。また、「環境フォーラム2025」を開催し、環境アドバイザー自らの活動を発表し意見交換を行うことで、環境アドバイザー相互の連携を深めた。 ・各学校からの事業要望を県が調整し、緑のインタープリター等の講師を派遣し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールドワークを実施した。実施期間は4月から2月、参加校数は66校（全81回）、参加児童・生徒数は2,963人であった。 ・「森の博物館」と称される広大なブナ林を有する玉原高原を会場に、多様な生態系への理解を深めるとともに、自然観察における「探究の視点」について学習することができた。	・移動環境学習車「エコムーブ号」を活用した「動く環境教室」事業は、教育委員会との連携により、多く活用されているため、今後も教育委員会との連携を強化することで、利用件数増を図りたい。また、教育現場の実態に即した学習プログラムへの更新や、環境学習サポーターの高齢化により、新たなサポーターの確保が課題となっている。 ・環境アドバイザー制度は3年を登録期間としており、2024（令和6）年度から新たに第13期が始まっており、今後、活動の輪を広げていく。 ・ぐんま環境学校（エコカレッジ）の修了生や県内で開催される環境イベント等で本制度をPRし、人材確保に努める。また、継続して登録する環境アドバイザーに対して研修等を行い、県が進める各施策との連携強化を積極的に行うなど、環境アドバイザーが各地域で自主的に活動しやすい土台作りを行う。 ・講師の養成講座やフォローアップ研修を行い、講師数の確保及びインタープリテーションの質向上を図る方針である。講師の高齢化により、今後講師数の減少が見込まれるため、講師確保が課題である。また、学校からの要望が多様化していることへの対応も必要である。
環境情報の提供と共有化	・環境学習・環境活動の総合窓口として、動く環境教室の実施、環境学習資料の作成、環境活動団体の情報収集及び提供、環境アドバイザー連絡協議会事務局、こどもエコクラブ群馬県事務局等の役割を果たした。 ・群馬県の環境に関する情報を発信するためのホームページを運用し、県民の環境に対する理解及び関心を深めた。	・環境学習・環境活動の総合窓口として、動く環境教室の実施、環境学習資料の作成、環境活動団体の情報収集及び提供、環境アドバイザー連絡協議会事務局、こどもエコクラブ群馬県事務局等の役割を果たします。また、目標値を達成はしたが、依然として環境学習・環境活動の県の総合窓口であることが、一般に周知されていないことから、引き続きサポートセンターからの情報発信（ホームページなど）を強化することが求められる。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
⑤多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大		
県民・民間団体の取組への支援	・環境功績賞6件（個人5、団体1）、「ぐんま5つのゼロ宣言」実現貢献賞1件（団体1）を表彰し、県ホームページや環境白書で活動実績を紹介することにより、その功績を広く知らしめた。 ・農業者と地域住民などが行う、農地、農業用水などの地域資源を保全管理する活動や、景観形成などの農村環境を維持する活動及び農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援した。 ・県が管理する道路や河川等を含む区域において、除草や地域の景観を向上させる花植活動等の美化活動を自主的に行った656団体に奨励金を交付した。 ・2025（令和7）年度の自治会除草等について、河川においては324団体、砂防においては32団体の協力が得られた。また、河川の美化活動等を行った優良河川愛護団体10団体、道路の美化活動等を行った道路愛護団体18団体の表彰を行った。	・市町村や各種団体との連携を強化し、引き続き、地域に根ざした活動や「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に貢献する活動を行っている団体・個人を表彰する。 ・農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、地域が取り組む地域資源等の保全管理活動及び農業用施設の長寿命化を図る活動を支援する。また、これらの活動が継続して行えるよう、研修や講習会を通じ活動組織を支援していく。 ・地域住民が主体的に、自らの地域にある身近な道路や河川等の維持管理活動をになっていただき県民参加による美しい県土づくりを支援する。 ・道路や河川等の愛護思想の普及啓発及び地域活動の活性化のため、自治会や学校など、地域の道路や河川等の愛護活動を実施している県民の活動を支援していく。
事業者の取組の促進	・地元小学校に対して、（株）チノー藤岡事業所にあるビオトープや（株）チノーと高崎経済大学が共同開発したネイチャーゲームを通じて環境教育を実施した。 ・2025（令和7）年度は、「ぐんまDX技術革新補助金」において11社、「ぐんま技術革新チャレンジ補助金」において24社、計35社を支援した。	・産学官連携により開発した学習プログラムを活用し、新たに「体験の機会の場」となり得る企業等の情報収集や訪問を重ね、産学官連携による協働事業が可能な企業及び学校の発掘を行う。 ・環境・新エネルギー産業をはじめとした、県内中小企業の新技術・新製品開発を引き続き積極的に支援する。
行政が行う自主的取組	・施設ごとに温室効果ガス削減措置を設定し、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出削減を図った。 ・県有財産への太陽光発電設備等導入事業の基本協定に基づき、事業者と連携し各施設の詳細調査を実施した。	・リース方式を活用し、大規模・計画的に照明設備のLED化を推進する。 ・県有財産への太陽光発電設備等導入事業などにより、太陽光発電設備の設置を進めていく。

○関連する主な指標

指 標	単 位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目 標	
・県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	H30	986	R6	930	R12	805以下
・県民一人一日当たりの家庭系ごみの排出量	g/人・日	H30	640	R6	609	R12	404以下
・一般廃棄物の再生利用率	%	H30	15.2	R6	13.5	R12	27以上
・一般廃棄物の最終処分量	千t	H30	70	R6	65	R12	56以下
・フードバンクの人口カバー率	%	R2	82.2	R7	96.7	R7	95
・バイオマス利用率	%	H30	78	R6	77	R12	80
・不法投棄早期解決率	%	R元	70	R7	79	R12	70
・市町村土砂条例制定数	市町村	R元	27	R7	29	R12	33
・動く環境教室受講者数	人/年	R元	7,411	R7	5,970	R7	7,500
・環境アドバイザー登録者数	人	R元	280	R7	383	R7	300
・ぐんま環境学校（エコカレッジ）修了者数	人/年	R元	22	R7	25	R7	30
・環境教育研修講座受講者数	人/年	R元	17	R7	30	R11	20

(3) 自然との共生と森林（もり）づくり

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①生物多様性の保全		
生物多様性の保全	・ネイチャーポジティブ（以下「NP」という。）の実現に向け、「生物多様性ぐんま戦略（2017－2026）」を「ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026－2030）」として1年前倒しで改定した。 ・NP経営企業の育成や、NP分野における新事業の創出、企業間の協創等を支援するため「ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォーム」（以下「NPPF」という。）を構築した。 ・自然保護指導員兼監視員の知識向上のため、研修会の開催を行った。	・NPPFの枠組みを活用し、企業・団体におけるNPの取組を継続して支援していく。 ・自然共生サイト登録支援事業により、県内の自然共生サイトを増やし、30by30目標に貢献する。 ・戦略に関連する県事業を整理し、事業ごとに2030（令和12）年に向けた目標値（KPI）を設定し、進捗管理を行っていく。 ・引き続き報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用するとともに、自然保護指導員兼監視員の知識向上のため、研修会の開催を行う。
②生態系に応じた自然環境の保全と再生		
多様な生態系の保全	・県レッドデータブック2022年改訂版を活用し、有償頒布やホームページへの掲載を通じて、広く周知を図った。 ・植物レッドリストの部分改訂を行い、ホームページへの掲載を通じて、広く周知を図った。 ・自然保護指導員兼監視員から報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用した。 ・県立自然史博物館では、2023（令和5）年度から、学術調査地域をみなかみ町南部及びその周辺地域に設定し、3か年計画で学術調査を実施している。本調査の3年目となる2025（令和7）年度は、昨年度までに行った状況調査をもとに、分野ごとに計画的な現地調査、資料収集を行った。成果の一部は特別展「ぐんまの自然の『いま』を伝える」にて発表も行い、報告書を取りまとめた。	・急速な環境変化等に対応するため、必要に応じてレッドリストの部分改訂を行い、ホームページ等で周知を図る。 ・公共工事実施時の照会ルールを徹底するとともに、照会方法の改善を図り、希少野生動植物種の保護対策に努める。 ・県立自然史博物館では、2026（令和8）年度からは、学術調査地域を「小野子山・子持山群地域」に設定し、3か年計画で学術調査を実施する。
水辺空間の保全・再生	・魚道整備工事を1件実施することで、河川の連続性が図られ、魚類の遡上が可能となった。 ・2025（令和7）年度は、多々良川等で環境に配慮した河川改修の実施及び周囲と調和した明度・彩度・テクスチャーを有する素材の護岸の選定をすることで景観にも配慮した。	・魚道整備により遡上障害の解消が図られてきたが、県内河川には、堰堤等により魚類の遡上ができない場所が残っているため、引き続き魚道を整備し、魚類の生息環境を確保していく。 ・引き続き、河川の瀬や淵などのみお筋を考慮するなど、河川が有している自然の復元力を活用できるように配慮し事業を行っていく。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
尾瀬の保全	・尾瀬の貴重な動植物や原生的な景観の保全を図るため、動植物の生態や河川の水質等の調査研究を行い、その調査報告を尾瀬の自然保護48号にまとめ、公表した。入山者による環境負荷を軽減するため、県設置の公衆トイレの適正な維持管理を行った。 ・ニホンジカによる生態系及び農林業被害の軽減を図るため、鳥獣保護区において個体数調整を実施した（ニホンジカ：178頭）。また、捕獲効果を検証するとともに、捕獲効率の維持・向上を図るため、シカの行動把握等を中心に調査を実施した。 ・ニホンジカによる植生被害や湿原の踏み荒らしを防止するため、大規模植生保護柵等を設置して、自然保護と植生回復を図った。大清水～一ノ瀬間の低公害車両による営業運行11年目。再訪者に加え、新たな利用促進に向け、更なる周知を実施した。車両運行している県道と並行する旧登山道は2025（令和7）年度も開放され、巨木の点在する静かな落ち着いた登山道となっており、その利用についてリーフレットを通して継続して周知を行った。また、一ノ瀬～三平下の歩道整備については、工事契約は締結したが、尾瀬地区のヘリコプター事故により工事資材の運搬ができず、2026（令和8）年度に繰り越した。 ・尾瀬内でビジターセンター運営をしたほか、学校や公民館などに出向いて移動尾瀬自然教室や出前講座を開催した。これらにより、児童・生徒や県民に対して尾瀬を通じた環境学習の場を提供した。 ・尾瀬及び芳ヶ平湿地群の魅力を生かし、実社会での課題解決に生かす教科横断的な教育であるSTEAM教育「尾瀬ネイチャラーニング」を実施し、35校・団体（うち芳ヶ平湿地群での実施：3校）に対しガイド料及びバス代を補助した。	・調査研究及びその公表については、尾瀬の貴重な動植物の保全対策の方向性を決定する上で欠かせない。また、公衆トイレの適正な維持管理については、入山者による環境への負荷を軽減するために必要である。これらのことより、引き続き事業実施に努める。 ・大清水～一ノ瀬間の低公害車運行は、2015（平成27）年度から地元交通事業者による営業運行が開始されており、利用分散化に寄与しているが、引き続き、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業を実施する。一ノ瀬～三平下の歩道整備については、2025（令和7）年度の繰越工事を進捗させていく。 ・尾瀬内での環境学習により、日頃から自然に親しむ機会の少ない人に対して自然の紹介やふれあいのきっかけづくりを行う。尾瀬を体験できない人や今後尾瀬への入山を考えている人を対象に、尾瀬の自然や保護活動について普及啓発を図る機会として有効であるため、引き続き事業実施に努める。 ・尾瀬サステイナブルプランにおいて尾瀬及び芳ヶ平湿地群の魅力を生かし、実社会での課題解決に生かす教科横断的な教育であるSTEAM教育「尾瀬ネイチャラーニング」を展開。尾瀬及び芳ヶ平湿地群の自然環境や観光資源の魅力を生かした学びと体験により探究的・教科横断的なSTEAM教育を実践する。
③野生鳥獣対策と外来生物対策への取組		
野生鳥獣対策の推進	・狩猟免許試験の休日開催や地域開催、わな免許取得者に対する講習会の実施、安中総合射撃場を活用した銃猟研修や狩猟グループへのマッチング支援等を実施した。 ・ニホンジカ・イノシシについて、鳥獣保護区等であるため十分な捕獲等が行われていない地区において捕獲を実施した（赤城・神津・尾瀬・秋畑）。 ・クマについて、人身被害対策として捕獲等事業及び出没防止対策事業を実施した。また、緊急銃猟を実施できる体制整備を進めた。 ・農地集積や県振興品目の栽培等を目的として、市町村等が行う遊休農地の発生防止や、担い手等が荒廃した遊休農地等を引き受けて農地を再生利用する取組を支援した。 ・適正管理計画を策定しているイノシシ、カモシカ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウについては、現状の把握や対策の検討を行うため、調査研究や関係者による会議等を開催し、被害軽減に係る対策を推進した。計画期間（5年）が終了となるカモシカは新たに計画を策定した。 ・クマやシカによる食害から造林木を守るため、忌避剤や帯巻き、侵入防止柵等の設置に対して助成するとともに、造林木に加害している野生獣を誘引捕獲するための経費に助成した。	・新規参入者の確保のため普及・啓発及び免許取得者の定着のため、研修を実施する。 ・市町村や関係機関等と連携して、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策、「知る」対策を一体的に推進する。対策に取り組んだ地域では効果が現れているものの、野生鳥獣による農林業被害や生態系被害、生活環境被害は依然として深刻な状況にあり、引き続き取組が必要である。 ・森林の多面的機能を継続的に発揮させるため、引き続き森林獣害対策を支援する。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
外来生物対策の推進	- クビアカツヤカミキリ対策として、市町村などに対する環境省交付金及び県費による伐倒補助事業の制度作成、防除対策補助事業、防除対策技能向上事業、県有施設等防除対策事業、市町村との行政連絡会議における情報共有、クビアカネット運用による注意喚起や情報収集、住民参加型駆除イベント開催などの対策を講じた。 - 特定外来生物ナガエツルノゲイトウ、ツヤハダゴマダラカミキリについて、県内初確認となったため、報道提供等による周知啓発を行った。 - 群馬県漁業協同組合連合会に委託し、奥利根湖や烏川等で1,902尾のククチバスを駆除した。	- 新たに指定される特定外来生物に留意し、引き続き周知啓発を図るとともに、改正外来生物法の趣旨を踏まえ、作成した外来種リストの活用など、必要な体制整備等の検討を進める。 - 特にクビアカツヤカミキリについては、伐倒補助事業の拡充を行い、併せて農政部及び市町村と連携した各種対策に総合的に取り組むことで、被害の拡大防止を図りながら県民への周知啓発に努める。 - 特定外来生物に指定されているククチバスによる生態系への影響を軽減するため、今後も引き続き駆除作業を実施していく必要がある。
④自然とのふれあいの拡大		
ふれあいの「場」の確保	- 国立・国定公園及び長距離自然歩道の登山道などの補修や維持管理を、地元と協力しながら実施した。 - 県立3公園（赤城・榛名・妙義）の園路・駐車場・トイレなどの補修や維持管理を地元住民等と協力しながら実施した。 - 赤城公園では、地元住民や自然環境団体等と意見交換を行いながら、活性化に向けた基本構想に位置づけた2つの拠点施設（大沼キャンプフィールド・赤城ビジターセンター）の整備を実施するとともに啄木鳥橋架替工事も実施し、自然環境の保全と利用の促進に取り組んだ。また、県立赤城自然公園の開設に向け、自然環境調査の現地調査を実施した。 - 県立森林公園の管理整備として、給水ポンプ入替、トイレフト弁修理（以上、伊香保）、誘導灯交換（以上、憩の森）、丸太階段補修、危険木伐採（以上、赤城）、吊り橋点検、浄化槽ブロワーモーター交換、トイレフラッシュ弁交換、登梁切断（以上、ふれあいの森）、水道管修繕（以上、さくらの里）、電気設備修繕（以上、みかば）、危険木伐採（以上、21世紀の森）、管理事務所屋根塗装、水道施設補修、歩道補修、エアコン修理（以上、おうらの森）や園内の下草刈・除伐・植栽等を行い利用者の利便性を向上させた。 - 碓氷川等において、水辺にアクセスできるように階段工の設置を行った。 - 県立自然史博物館では、幼児から高齢者まで、様々な世代を対象とした事業（ファミリー自然観察会、サイエンス・サタデー、ミュージアムスクール、高校生学芸員、大人の自然史倶楽部等）を幅広く実施するとともに、参加者が「できた」「わかった」と実感できる内容を実践した。 - ぐんま昆虫の森では、事業について着実に実施した（第22回企画展「ぐんま昆虫の森企画展20年のあゆみ」、季節展「虫たちの季節がやってきた！」早春編、カブト・クワガタ展等）。 - ぐんま天文台では、YouTube生配信や流星群のライブ配信を行うことで利用者を増加させる取組を行った。	- 自然公園は魅力的な自然環境を有し、地域の観光資源の中心となっているため、その豊かな自然景観を保全しながら利用者の利便性の向上や安全を確保するため、計画的・継続的な管理・整備を実施していく。 - 赤城公園では、「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」に位置付けられた2つの拠点施設の整備を実施しているため、地元住民や自然環境団体等と意見交換を行いながら工事を実施し、自然環境の保全と利用の促進に取り組んでいく。また、2028（令和10）年度までに県立赤城自然公園に指定することを目指し、公園計画策定や関係者向け説明会等を実施する。 - 各森林公園の特徴を生かして、快適な森林空間を県民に提供するために老朽化した施設の改修や園内の森林整備を引き続き行うとともに、森林公園の新たな活用方法について検討する。 - 引き続き、身近な自然環境である河川に気軽にふれられるように、緩傾斜護岸、斜路や階段工などにより、いつでも水辺に降りられる魅力的な水辺空間を整備していく。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
ふれあいの「機会」の提供	・県が実施するフォレストリースクールやぐんま緑の県民税を活用した市町村による森林環境教育への積極的な取組により、森林環境に対する意識の向上が図られた。 ・農泊の新たな価値創出を目的として、農泊体験ツアーの商品造成を行うとともに、有機農業を含めたモニターツアーを実施し、これらの取組の様子をまとめたショート動画を制作及びtsulunotsでの公開を行った。 ・農泊の認知度向上及び「農泊」・「グリーン・ツーリズム」実践者のスキル向上を目的として、ぐんま農泊推進ネットワーク会議とグリーン・ツーリズム研修会を連動して開催した。 ・農泊実践者へのインタビュー記事及び動画を、「ぐんまグリーン・ツーリズム」ホームページを通じて情報発信した。	・森林環境教育・普及啓発により、森林の持つ機能などの理解を深めてもらうため、引き続き支援する。また、今後も事業を活用してもらうよう普及啓発を図る。 ・地域の新たな魅力創出及び継続的な農泊推進のため、農泊体験ツアー商品造成業務を実施する。 ・「ぐんまグリーン・ツーリズム」ホームページ内「農泊を語る」ページでのインタビュー記事掲載や、定期的なホームページの情報更新を行い、グリーン・ツーリズムの普及を図る。
ふれあいを深めるための「人材」の育成	・愛鳥モデル校の巡回指導等を通じて、鳥獣保護の普及啓発を行った。また、傷病鳥獣救護施設において、保護された鳥獣の野生復帰を図った。また、広く啓発を図るため、報道提供を行い、新聞等への掲載につなげた。 ・青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成する。 ①青少年自然体験推進（親子体験活動、自然体験活動、宿泊自然体験活動）1,776人 ②青少年ボランティア養成・ボランティア体験（自然の家2所）252人 等	・引き続き正しい自然保護の考え方の普及啓発に努める。 ・各施設の特徴を生かした自然体験活動プログラムを提供し、県民に広く普及・啓発を図れるよう情報発信を行う。 ・地域イベントや出前講座等、施設外での自然体験活動プログラムも積極的に提供することで、参加者に向けて施設利用を促す。 ・ボランティア養成に参加した中高生を対象に、継続的なボランティア参加を促すため、事前にボランティアができる事業の案内を行う。
⑤森林環境の保全		
持続経営可能な森林づくり	・森林が有する多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援し、間伐等の森林整備を実施した。 ・森林の整備及び保全、木材生産及び流通の効率化に必要な林道11路線2km、作業道103路線110km、合計114路線112kmの整備及び支援を行った。 ・県森林クラウドシステムへの情報の集約化・高度化を実施した。 ・森林施業履歴データのデジタル化（GISデータ）による精度向上を図った。	・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等の森林整備を推進する必要があるが、木材価格の低迷や人手不足、所有者不明の森林の増加が課題である。 ・森林クラウドシステムについて、市町村及び林業事業者へ利用拡大を図る。 ・森林クラウドの機能強化として森林経営計画作成機能を拡充する。 ・伐採届等市町村保有デジタルデータの収集及びクラウドでの共有を図る。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
森林を支える仕組みづくり	・群馬県森林組合連合会が森林組合に対して実施する各種研修会や系統運動に対し助成することにより、系統組織の強化を図った。 ・林業への就業希望者を対象とした就業前研修、既就業者の技能・技術向上を目的とした研修を実施するとともに、労働安全衛生対策や雇用環境の整備・改善を支援し、林業従事者の確保・育成、定着率の向上を図った。	・森林組合が地域の森林の経営管理及び県産材の安定供給の担い手としての役割を果たすため、技術者の育成を促進し、健全な経営を実現できる体制を整え、素材生産量の増大など組合活動の一層の活発化と利益の所有者還元を更に進める。 ・新たな若手就業者の確保に向けた新しい森林・林業への関わり方や林業就業に向けたPRの実施、（一財）群馬県森林・緑整備基金が新たに開設した無料職業紹介所との連携強化、林業従事者に対する技能・技術向上を目的とした講師派遣によるきめ細かい丁寧な個別指導研修、班長等OJT指導者の指導力（コミュニケーション能力）向上のための研修、雇用環境の整備・改善のための研修会の開催等の取組を通じて、林業県ぐんまの林業労働を担う従事者の安定的確保と定着率向上を促進する。
公益的機能の高い森林づくり	・豪雨等により荒廃した溪流や山腹崩壊において、治山ダム工等の治山施設を設置するとともに、手入れ不足で荒廃した森林の整備を行って、公益的機能の高い森林づくりを行った。 ・松くい虫被害木の駆除（418㎡）、樹幹注入（2,013本）等の実施を支援した。	・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等の森林整備を推進する。 ・本事業は、山腹崩壊地や荒廃溪流等の復旧整備や公益的機能の低下した保安林の整備によって、水源の涵養や山地災害防止を図るものであり、今後も県民の安全・安心を確保するため積極的に実施していく。
⑥里山・平地林・里の水辺の再生		
里山・平地林・里の水辺の整備	・野生獣の出没抑制など、地域の安心・安全な生活環境の改善を図るため、森林25.3ha、竹林17.0haの整備に支援した。 ・多々良沼公園における自然再生・保全に向け、植物・魚類・鳥類・水質等のモニタリング調査や外来種駆除を実施した。	・里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、引き続き支援する。また、今後も事業を活用してもらうよう普及啓発を図る。 ・自然再生・保全の取組は、継続的に実施することが重要であるため、今後も自然再生協議会の構成団体と連携を図りながら事業を推進する。

○関連する主な指標

指 標	単 位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目 標	
・良好な自然環境を有する地域学術調査区域数	地域	R元	9	R7	9	R12	8
・野生鳥獣による林業被害額	千円	R元	221,659	R7	172,574	R12	177,327
・クビアカツヤカミキリによる新たな樹木被害の発生本数	本	R元	2,051	R7	3,419	R12	0
・県立森林公園利用者数	千人	R元	431	R7	477	R12	540
・県立公園・自然公園利用者数	千人	R元	10,073	R6	9,193	R12	10,287
・森林ボランティア団体会員数	人	R元	4,647	R7	2,751	R12	6,100
・森林経営計画区域内の林道・作業道の新設延長(2011[平成23]年度からの累計)	km	R元	975	R7	1,782	R12	2,900

（注）県立公園・自然公園の利用者数について、誤りがあったため修正（R3：5,754千人、R4：7,578千人、R5：8,563千人）。

(4) 安全・安心で快適な生活環境づくり

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進		
水質汚濁・地下水汚染の防止	・ 計220地点（うち県実施分は30地点）の河川・湖沼で水質を測定し、水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握した。また、地下水については、概況調査を150井戸（うち県実施分98井戸）、継続監視調査を58井戸（うち県実施分30井戸）で実施した。 ・ 延べ278事業場に対し立入検査を実施した。うち61事業場について排水を分析した結果、7事業場が基準不適合であった。構造基準適合率は93.1%であった。それぞれ、文書等で改善を指導した結果、水質改善策や施設の改修・更新等が進められた。 ・ (一社)群馬県浄化槽協会が実施する研修会を指定し、浄化槽管理士講習会を開催した。 ・ 畜産環境問題に係る最新情報や各種対策を冊子にまとめてホームページで周知するとともに、畜産環境保全対策推進の担当者に向けて浄化槽管理技術に関する研修会を開催し、浄化槽の基礎知識や管理技術、水質簡易測定方法とその結果を用いた管理指導手法を学ぶことにより、担当者の知識向上と指導技術の統一を図った。 ・ 単独処理浄化槽等から転換を行う個人に対して補助している市町村若しくは、市町村が公営企業として単独処理浄化槽等から転換設置を行う費用をそれぞれ補助した。 ・ 2024（令和6）年度時点において、個人設置型の事業で17市町村、市町村設置型の事業として2市町村で、個人負担の軽減を目的とした宅内配管補助制度を導入し、519基（2025〔令和7〕年）に助成を実施した。	・ 河川の環境基準（BOD75%値）達成率85.0%で、ここ数年の傾向と変わらない。長期的には改善傾向にあるが、全国平均（2024〔令和6〕年度：93.9%）と比較すると依然として低い。引き続き、国・市等の関係機関と連携し、河川・湖沼の水質測定を実施する。 ・ 地下水の環境基準達成率（概況調査）は91.3%で、こちらもここ数年の傾向と変わらない。長期的には改善傾向であり、全国平均（2024〔令和6〕年：94.4%）に近づきつつある。「硝酸性窒素」の汚染は、面的な広がりをもつため、全県を対象として代表地点を定めた継続監視を行う。その他概況調査等で地下水汚染が発見された場合には、汚染源を確定する追加調査を実施するとともに、必要な事業者指導を行う。 ・ 管理状況監視調査及び排水基準遵守状況監視調査を効率的に実施できるよう、方法の見直しを適時行う。また、排水基準不適合の事業所への適切な指導を行い、県内対象事業所の排水基準遵守の向上に繋げる。 ・ 保守点検業者が各浄化槽管理士に受けさせなければならない講習会の受講回数が保守点検業の登録の有効期間ごとに一回以上となるように講習会を開催する。 ・ 研修会の開催や啓発資料の作成を通じて継続して法の遵守を推進し、水質汚濁や地下水汚染の発生を防止するとともに、県単事業により畜舎排水高度処理装置の導入に必要な費用の一部を補助する。なお、豚熱（CSF）等の感染症対策のため農場訪問は最小限として各種媒体を利用した情報提供を継続する。また、排水基準を超過している農場についての情報を共有し、適切な指導に努める。 ・ 全市町村に宅内配管補助制度の活用と導入を促し、転換の妨げである個人負担の軽減を図り、合併浄化槽への転換を促進していく。 ・ 市町村や浄化槽施工業者、保守点検業者等の団体とも連携し、住民への啓発を進め、転換意識の醸成を図る。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
地盤沈下の防止	・揚水特定施設（828施設）の設置者に対し、年間地下水採取量の報告を求め、これを取りまとめて公表した。 ・地盤変動量を把握するため一級水準測量を行った。	・県全体の地盤沈下は沈静化の傾向を示していると考えられるが、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはないため、監視の継続が必要である。 ・関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱対象地域を中心に今後も一級水準測量を実施し、地盤沈下の状況の把握に努める。 ・地下水採取量報告による地下水の利用状況を確認しつつ、一級水準測量による地盤沈下の状況を把握していく。 ・採取量報告が未提出の揚水特定施設設置者に対し、条例に基づく報告を提出するよう個別指導する。
地下水・土壌汚染対策	・有害物質使用特定事業場に対する立入調査を行い、法制度の周知及び有害物質の適切な取扱い等について指導を行った。 ・土壌汚染対策法第4条に基づく届出は107件あり、当該届出に係る土壌汚染状況調査結果報告を4件受け付けた。 ・土壌汚染が確認された事案について、必要な調査を実施するとともに、土地所有者等に対して適切な対応を指導した。 ・碓氷川流域の岩井畑地区において2020（令和2）年度から2022（令和4）年度に実施した土壌汚染対策工事の効果を確認するため、陸稲栽培試験を実施した。同流域の野殿畑地区及び野殿北浦地区における農用地土壌汚染対策の事業化に向け、地元との協議を実施した。また、渡良瀬川流域においては、農用地以外へ転用された地域があるか確認した。	・地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定事業場等の立入調査において、構造基準等を遵守するよう事業者指導を行う。 ・土壌汚染の報告があった場合には、周辺の地下水利用状況の把握等を行い、健康被害の生ずるおそれが無いよう、土地所有者等に必要な指導を行う。 ・碓氷川流域の岩井畑地区における効果確認試験（陸稲栽培試験）については、当初計画より1年延長し、2026（令和8）年度まで継続する。あわせて、同流域の野殿畑地区及び野殿北浦地区における事業化に向け、地元との調整を行う。また、渡良瀬川流域については、2027（令和9）年度の汚染対策地域指定の解除に向けた手続きを進める。
②大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止		
大気汚染の防止	・一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局及び移動観測車を活用し、大気汚染の常時監視を実施した。 ・光化学オキシダント以外の環境基準設定項目は、全ての測定地点で環境基準を達成したが、光化学オキシダントは全ての地点において環境基準を達成しなかった。 ・有害大気汚染物質等21項目について、いずれも環境基準又は指針値を達成した（6項目は数値未設定）。 ・光化学オキシダント注意報の発令日数は2日であった。PM2.5注意喚起の発令はなかった。 ・ばい煙発生施設等を設置している256事業所（県実施分。小規模な施設等を対象とした調査票送付による検査80事業所を含む。）に対して立入検査を行った。届出内容と現況が相違している場合の届出指導や、ばい煙自主測定の実施やその結果の保管など、大気汚染防止法の遵守を指導した。また、ばい煙発生施設等の排出基準遵守状況調査を16施設にて行った結果、排出基準の超過はみられなかった。	・光化学オキシダント及びPM2.5については広域的な大気汚染問題であることから、国や近隣都県と連携した対策が取れるよう、関東地方大気環境対策推進連絡会等の会議で継続して議論していく。 ・光化学オキシダント及びPM2.5の監視体制を維持し、高濃度値が確認された際には健康被害を予防するため、注意報を発令する。 ・ばい煙発生施設等の設置事業所は約1,500あり（県管轄の施設に限る）、毎年全施設を検査することは困難であるが、引き続き良好な大気環境を維持するため、計画的に立入検査等を実施していく。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
騒音・振動の防止	・各市町村が2025（令和7）年度中に実施した各種測定結果の集計を行った。 ・自動車騒音の常時監視を実施した（邑楽町の1路線）。 ・新幹線騒音測定を実施した。 ・東日本旅客鉄道（株）高崎支社及び東日本高速道路（株）関東支社高崎管理事務所へ要望活動を行った。 ・市町村職員を対象とした研修を開催した。	・環境基準達成状況は概ね良好であることから、現状の取組を継続する。 ・新幹線騒音については環境基準の達成率が低いことから、沿線市町と協力して要望活動を粘り強く実施し、達成率の向上に努める。
悪臭の防止	・市町村職員を対象に臭気測定法研修会等を開催し、臭気測定方法の習得を図るとともに、においセンサーの貸出し等による市町村支援を行った。 ・悪臭防止法や水質汚濁防止法に対応するため、資料をホームページで公開し、周知を図った。 ・悪臭防止に関しては、補助事業を活用し、脱臭効果のある常緑樹の導入実績があった。また、苦情の原因となりやすい家畜排せつ物について、適正な処理を指導するとともに、補助事業や堆肥生産者情報の発信などにより、良質堆肥の生産と利用拡大を推進した。	・市町村職員の実務知識習得のための研修会の開催、においセンサーの貸出し等による市町村支援を継続して行う。 ・畜産公害の発生を防止し畜産環境の保全を図るため、研修会の開催、啓発資料の配布等を実施する。また、苦情対応は関係機関との連携のもとに速やかに実施し、問題の早期解決を図るとともに、県単事業により防臭シートや脱臭装置（ネット式、ろ材充填式）の導入に必要な費用の一部を補助する。
③有害化学物質による環境リスクの低減		
有害化学物質対策	・特定粉じん排出等作業実施届出のあった28件（県受付分）のうち、27件について作業現場に立入検査を行い、養生等の飛散抑制対策の実施状況について監視・指導を行った（残りの1件は2026〔令和8〕年度に除去作業実施予定のため、2025〔令和7〕年度の立入検査率には計上していない）。 ・特定粉じん排出等作業実施届出が不要な解体作業現場への立入検査を482件実施した。 ・一般環境2地点（夏期・冬期の2回）でアスベスト調査に係る総繊維数測定を実施したところ、全て特定粉じん発生施設を設置する工場事業場の敷地境界基準値（10本/L）未満であった。 ・石綿関連疾患に係る研修会については、環境省主催の研修会を広く周知し、関係者への情報提供に努めた。 ・小規模民間建築物のアスベスト調査台帳の整備が完了した。 ・県内で販売・流通している食品中の有害化学物質検査を12検体実施し、すべての検体で食品衛生法の基準に違反するものはなかった。	・建築物等の解体等工事現場への立入検査を引き続き実施し、大気汚染防止法の周知及び事業者指導を行う。また、環境調査についても継続して実施する。 ・石綿健康被害救済制度については、県民へ広く周知を図ることが重要であり、特に医療機関を通じた情報提供が効果的であるため、研修会の受講者数を増やし、制度の理解と周知をさらに促進していく必要がある。 ・流通食品の有害化学物質検査を実施し、食品安全の確保に努めていく。なお、流通食品の放射性物質検査は2022（令和4）年度をもって廃止した。
有害化学物質の適正管理の推進	・県内届出件数は739件であった。届出排出量は約3,113t、届出移動量は約6,923tであり、前年と比較して、届出排出量はほぼ横ばい、届出移動量は約287t（約4.3%）増加した。 ・塩化メチル、ジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを調査対象とし、届出排出量の多い事業場周辺4地点において年2～4回大気環境調査を行った。発生源の影響を受けていることが示唆された地域もあったが、調査した全ての地点において、環境基準等を超過する値は検出されなかった。	・届出排出量の多い事業場について、周辺への環境調査を継続し、その影響の把握に努め、必要に応じて事業者指導を実施する。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
④放射性物質への対応		
中長期的な視点での環境監視の実施	・環境放射能水準調査では、国から受託した調査項目を完全実施した。 ・県内市町村と連携し、サーベイメータ等により生活圏113か所の空間放射線量率の測定を行った。 ・出荷制限が継続している、クマ、イノシシ、シカ及びヤマドリについて、放射性物質検査を実施し、県ホームページ等で情報提供している。また、一部解除となった処理加工施設へ搬入されたシカ肉の放射性物質検査結果を公表した。 ・原木及びほだ木等の放射性物質検査を実施し、栽培技術管理を徹底することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評被害の払拭に努めた。 ・県有6下水処理場から発生する汚泥をセメントや肥料の原料として再利用しているが、再利用して生産された製品の放射性物質濃度がクリアランスレベルを満たすことを確認するため、下水汚泥に含まれる放射性物質検査を月に1度行い、その結果を速やかに群馬県ホームページで公表した。	・引き続き、国から環境放射能水準調査を受託し、環境放射能の水準を把握するとともに、市町村と連携し、生活圏の空間放射線量率を監視する。 ・安全な原木及びほだ木を使用するために、国が定めた基準である放射性物質の指標値を下回っていることを確認する必要があることから、今後も継続して検査を実施していく。 ・流域下水道脱水汚泥の放射性物質検査を継続して実施し、下水汚泥に含まれる放射性物質濃度を確認する。 ・安全性の確認できた下水汚泥は、再利用可能な事業者へ搬出する。 ・放射性物質の検出頻度も少なくなっていることから、今後、検査体制を検討する必要がある。
情報の総合化、広報の促進	・県内市町村と連携し、サーベイメータ等により生活圏113か所の空間放射線量率の測定を行い、公表した。また、当該測定に関する結果を取りまとめ、市町村と共有した。 ・県内各分野での放射線対策の状況をまとめた「群馬県放射線対策現況」を作成し、公表した。	・引き続き、県・市町村の各放射線対策の実施主体間で、情報共有するとともに、県民にわかりやすく情報提供をする。
⑤快適な生活環境の創造		
快適な環境の確保	・緑化運動推進期間中に（公社）群馬県緑化推進委員会などの主催により県内各地で苗木配布会や緑の募金活動を実施したほか、6月7日には800名の参加を得て上野村にて県植樹祭を開催した。 ・みどりの食料システム法に基づく新たな認証制度（みどり認定〔ぐんまエコファーマー〕）で、187者を認定した。 ・特別栽培農産物認証制度では、128者を認証した。 ・「群馬県みどりの食料システム基本計画」や「群馬県有機農業推進計画」に基づく推進施策の進捗管理及び情報共有を目的として、「群馬県環境負荷低減・資源循環型農業推進会議」を開催した。 ・良好な景観づくりを進めるため、屋外広告物の設置場所、表示面積、高さ及び表示方法等の基準を定めた屋外広告物条例に基づく設置許可事務を行い、2025（令和7）年度は803件を許可した。また、良質な業者の育成を進めるため、屋外広告業者の登録事務を行い、2025（令和7）年度末現在、762件の業者が登録されている。 ・民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより県民サービス向上を図るため、引き続き県立都市公園5公園で指定管理者制度を活用し、公園の管理運営を行った。	・緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。また、募金意識の多様化などから「緑の募金」が伸び悩んでいるが、2025（令和7）年度の目標額は概ね達成している。森林保全に対する関心は高く、県民や企業への緑化意識の啓発活動を引き続き推進していく。 ・群馬県環境負荷低減・資源循環型農業推進会議をより実働的な体制に見直し、有機農業を含む環境負荷低減・資源循環型農業の横断的な取組を更に推進する。 ・みどり認定（ぐんまエコファーマー）や特別栽培農産物認証は取り組みやすい品目を洗い出し、有機JAS認証は認定取得に向けより体系的な研修会の開催や伴走支援体制を構築するなど、より戦略的な推進体制を構築することで、取組の定着や認証者数の増加を図る。 ・2025（令和7）年度において、県条例適用区域内で1件看板倒壊事故が発生したが、人身被害の発生はなかった。近年は老朽化した広告物が多く、改正条例の適切な運用を含め、引き続き安全面からも適正な管理をする必要がある。 ・引き続き、県民に憩いとレクリエーションの場を提供し、安全で快適な居住環境を整備するため、都市公園の整備や維持管理に努める。

施策展開	2025（令和7）年度の主な取組状況	今後の方針・課題
文化財の保存・活用	・県文化財保護審議会を2回開催し、県指定文化財の保存・活用について報告・審議した。また、7つの専門部会で1～3回の部会調査を実施した。 ・県指定文化財保存事業への補助15件・国指定文化財保存事業への補助9件・埋蔵文化財発掘調査事業への補助7件・国指定重要文化財防災設備保守点検事業への補助7件 ・史跡地等の除草・樹木剪定、駐車場用地の借り上げ、リーフレット作成を行うとともに、地元の「史跡観音山古墳保存会」に古墳の維持管理及び見学者への解説等を委託した（解説員3人に対応）。観音山古墳の石室及び紹介動画の公開を継続した。また、県内古墳の理解促進事業で、サイン看板を設置するとともに、ショート動画を公開した。	・世界遺産及びその周辺環境のモニタリング調査を継続することにより保存を図る。 ・文化財の保存・整備・活用を図るため、今後とも指定・登録・選定を継続して行う必要がある。このため、文化財保護審議会と同専門部会を開催し、その指導助言のもと、文化財の適切な保護活用を進めていく。 ・群馬の文化財の価値を磨き上げ、群馬の魅力として発信していくために、全国にアピールできる指定文化財の保存・整備事業に対し、積極的に補助や支援、指導助言を行っていく。
地産地消の促進	・ホームページの公開、Facebook・Instagram等のSNS発信、県庁動画スタジオtsulunosを活用した動画配信などを行うなど、県産農畜産物の魅力を発信した。 ・「ぐんま地産地消推進店」の認定促進に努め、「同優良店」認定数が4件増加した。また、誰もが簡単に地産地消推進店の情報を取得できるよう、地産地消のホームページにて情報発信を行った。	・引き続きSNS等を活用して県産農畜産物の魅力を情報発信するとともに、消費者が県産農畜産物を購入できるよう産直ECサイト等を活用した県内生産者の販路開拓を支援する。また、民間料理教室や群馬県産農畜産物販売協力店等との連携により、県産農畜産物の認知度向上、活用推進を図る。 ・「ぐんま地産地消推進店」の認定促進に努め、特に「同優良店」認定数増加を図る。また、今後も引き続き、情報発信やPRの方法、優良店認定によるメリット等の検討を行う。

○関連する主な指標

指 標	単 位	計画策定時のデータ		最新のデータ		目 標	
・公共用水域環境基準達成率 (河川：BOD75%値)	%	R元	85.0	R7	85.0	R12	90.0
・汚水処理人口普及率	%	R元	81.8	R6	85.8	R14	92
・大気への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	H30	4,061	R6	3,051	R11	4,000
・公共用水域への化学物質の排出量 (PRTR制度による届出値)	t/年	H30	59	R6	62	R11	50
・モニタリングポストにおける空間 放射線量率 (0.23 μ Sv/時間未満)	%	R元	100	R7	100	R12	100